

社会保険労務士

労働及び社会保険法令に基づく申請等を業とすることは、国家資格を付与された社会保険労務士(社労士)だけです。社労士でない者がこれらを業として行った場合は、法律により罰せられます。

【雇用保険高年齢労働者への適用拡大について】

現行制度では、1週間の所定労働時間が20時間未満である労働者は、雇用保険制度から適用除外されていますが、2つの

事業所の週所定労働時間を合算して20時間以上の高年齢労働者(65歳以上)が新たに対象となります。

厚生労働省は、複数の職場で就労する週所定労働時間の合計が20時間以上である若年労働者の雇用保険制度適用については、失業した場合の給付について必要性があるとしながらも、雇用保険制度の趣旨や事務的コストなどを考慮すると、直ちに制度化を確立する必要はないとの判断を示しています。

これに対して、定年及び継続雇用制度終了後、就労が多様化する65歳以上の労働者に関しては、近年、複数の事業場で働

く方が高い割合で増加していることを鑑み、まずは、65歳以上の高年齢労働者を対象に、2つの事業所の労働時間を合算して「週の所定労働時間が20時間以上」であることを条件に雇用保険制度を適用する特例を、令和4

社長!!その悩み…
社労士
(社会保険労務士)
が解決します。

年1月1日より試行することになりました。当該制度適用の特例対象者の要件は、2つ以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の労働者で、それぞれ1つの事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間

未満、かつ2つの事業主の適用事業における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上(1週の所定労働時間が5時間以上の事業所を合算)となります。合算した所定労働時間、就業状況を事業主が把握し、手続きを行う

ことは困難であるとして、労働者本人が居住地を管轄する公共職業安定所に対して届出を行う仕組みです。例えば、AとBの2つの事業主に雇用されていた場合で、Aを離職した結果、週所定労働時間が20時間を下回ると、Aで支払われていた賃金額を基礎として給付(高年齢求職者給付による一時金方式)します。この

時点で、被保険者ではなくなるため、以後は保険料を徴収しません。特例制度の試行に当たっては、事業主の事務負担への配慮や安易な離職による循環的受給等に注意する考

えがあるようです。高年齢の方をパートタイム等で雇用されている企業については、当該改定の把握が必要になると考えます。

今年4月には、70歳まで雇用努力義務へ法改正も実施されました。今後ますます、高年齢者の活躍が見込まれ、企業においては高年齢者も含めた多様な人材の積極的な活用が不可欠な時代になるのではないのでしょうか。



特定社会保険労務士

今村速人社会保険労務士事務所

旭川市西御料5条1丁目2-14
☎0166-73-8721

▼ホームページ
<http://www.imamura-sr.jp/>

今村速人

(いまむら はやと)

今回の執筆担当

広告